

2022 December

12

No.874

Saga Social Insurance Association

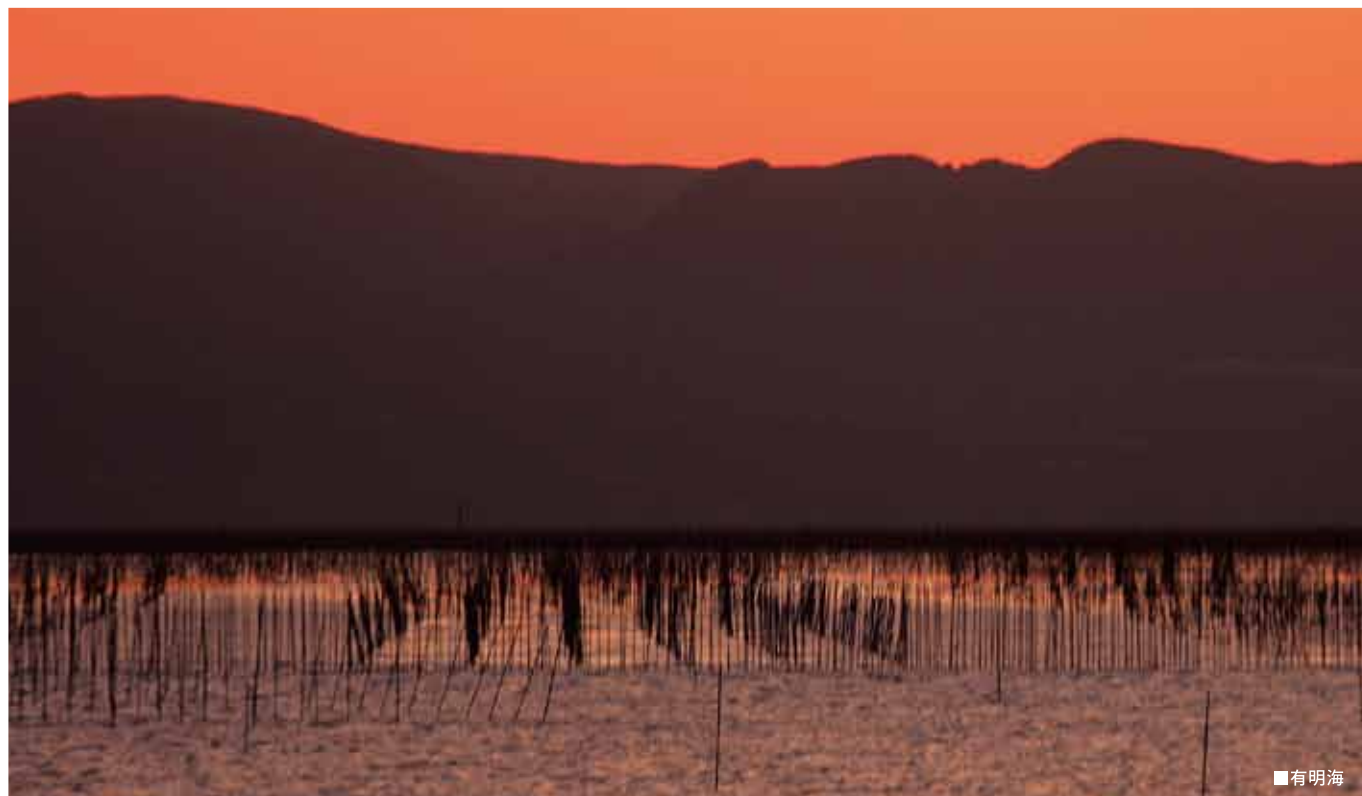
社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



今月の記事

● 日本年金機構

- ・健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額の特例改定を延長等します 2～3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・退職された方、扶養から外れたご家族の保険証は必ず回収ください 4
- ・協会けんぽの申請書・届出書の様式変更について 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のご案内 6
- ・これからの生活設計を考えてみませんか? 7
- ・年金相談窓口開設等 8
- ・社会保険手続きは電子申請をご利用ください 8

職場内で回覧しましょう

事業主の皆さまへ

標準報酬月額の特例改定について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合
健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額の特例改定を延長等します。

令和4年10月から令和4年11月までの間に、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により**休業した方で、報酬が著しく下がった方**のうち、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、**特例により翌月から改定可能**です。

対象となる方

新たに休業により報酬が著しく低下した方の特例(次のすべてに該当する方が対象)

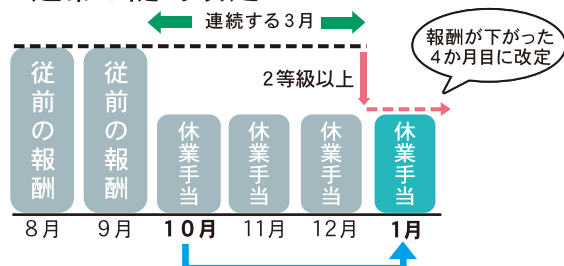
- **新型コロナウイルス感染症の影響による休業(時間単位を含む)があったことにより、令和4年10月から令和4年11月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方**
- **著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方**※固定的賃金(基本給、日給等単価等)の変動がない場合も対象となります。
- 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している

※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。

(改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。)

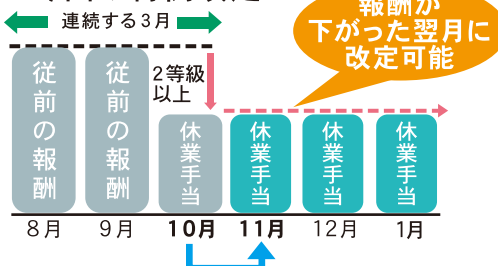
例えば10月から休業手当が支払われた場合
通常であれば4か月目の1月に改定となります。

■通常の随時改定



今回の特例を利用した場合
11月から改定が可能となります。

■今回の特例改定



特例

※申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

対象となる保険料

- 休業により報酬等が急減した月の**翌月以降の保険料が対象**となります。

※令和4年10月または同年11月を急減月とするものは令和5年1月末までに届出があったものが対象となります。それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合は、できるだけ速やかに提出をお願いします。

申請手続について

- 月額変更届(特例改定用)に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請してください。

申請期限 令和5年1月31日(必着)

※管轄の年金事務所へ郵送してください。(窓口へのご提出も可能です。)

※届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※本特例措置は、同一の被保険者について複数回申請を行うことはできません。

標準報酬月額の特例改定の延長等 Q&A

Q1 固定的賃金に変動がない場合でも特例改定の対象となりますか？

A 今回の特例改定に限り、固定的賃金の変動の有無に関わりなく、要件に該当する場合は改定の対象となります。

(例えば、日給者の日給単価に変更はなく勤務日数が減少したことにより報酬が減少した場合、休業により報酬が支払われていない場合なども対象となります。)

Q2 休業のため、給与を支給していない場合や支援金(新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金)を受ける場合でも、特例改定の対象となりますか？

A 給与を支給していない場合や支援金を受ける場合でも、特例改定の対象となります。この場合、実際の給与支給額(※)に基づき標準報酬月額を改定することとなり、報酬が支払われていない場合は、今回の特例改定に限り、最低の標準報酬月額(健康保険は5.8万円、厚生年金保険は8.8万円)として改定することとなります。

※支援金は、給与支給額には含まれません。

Q3 休業のため、給与計算の基礎日数が17日未満の場合でも、特例改定の対象となりますか？

A 今回の特例改定に限り、新型コロナウイルス感染症の影響で事業主から休業命令や自宅待機指示などによって休業となった場合は、休業した日に報酬が支払われていなくても、給与計算の基礎日数として取り扱ってください。

その上でも、休業のあった月とその前2か月のいずれか1月でも17日未満(※)となる場合は、特例改定の対象となりません。

※特定適用事業所等の短時間労働者は11日未満。

Q4 休業が回復した場合には、届出が必要となりますか？

A 休業が回復した月に受けた報酬の総額を基にした標準報酬月額が、特例改定により決定した標準報酬月額に比べて2等級以上上昇した場合には、その翌月から休業が回復した月における標準報酬月額に改定することとなります。該当する場合は、固定的賃金の変動の有無に関わりなく、必ず随時改定(「休業が回復した場合」の月額変更届(特例改定用))の届出を行ってください。

※実際の報酬支払の日数が17日以上(特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上)となった月です。

●詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」までお気軽にご相談ください

ねんきん
加入者ダイヤル

0570-007-123 (ナビダイヤル)

03-6837-2913 (050から始まる電話でおかけになる場合)

・受付時間/月～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00

より詳しくお知りになりたい方はこちら

年金機構 特例改定延長

検索



<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei4.html>

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。
令和4年12月分保険料の納付期限は令和5年1月31日(火)です。

<事業所のご担当者様へのごお願い> 退職された方、扶養から外れたご家族の 保険証は必ず回収ください

加入者の方

会社へ速やかに保険証をご返納ください。

事業主の方

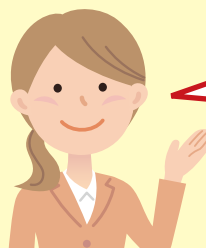
「資格喪失届」「被扶養者(異動)届」に保険証を添付のうえ、日本年金機構福岡広域事務センターへご提出ください。

なお、電子申請で手続き、回収した保険証を事務センターへ送られる際は、「到達番号※」のわかる書面の添付をお願いします。

※到達番号とは、電子申請が受付られた時点で、その申請に対して付与される番号です。

保険証が回収できなかった場合は、資格喪失届等に「被保険者証回収不能届」を添付いただき、**被保険者の連絡先を必ず記入してください。**

当協会では保険証の未返納者に対し、資格喪失(扶養解除)後1か月以内に2回の保険証返納催告をご本人に実施しています。事業所からの返納が遅れると、保険証返納済の方へ催告を行うこととなるため、回収された保険証については速やかに送付いただくようお願いいたします。



被保険者は**資格喪失日**から、
被扶養者は**扶養解除日**から
保険証の使用はできません。

◆ 被保険者の資格喪失日とは・・・

- ①退職日などの翌日(適用事業所に使用されなくなった日の翌日)
- ②75歳になったなどの理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になった日
- ③死亡した日の翌日

◆ 被扶養者の扶養解除日とは・・・

- ①被保険者の資格喪失日(上記①～③)
- ②就職・婚姻などにより扶養から外れた日
- ③75歳になったなどの理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になった日
- ④死亡した日の翌日

資格がなくなった保険証を使用してしまったらどうなる?

資格がなくなっている保険証で医療機関を受診した場合、後日、協会けんぽが負担した医療費を返していただくことになります。



※令和5年1月以降に現在使用している申請書(届出書)で申請された場合、事務処理等に時間を要してしまうことがございますので、新様式のご使用をお願いします。

従業員の皆様へ

シニア層にお得情報満載

講習会のご案内

「60歳からの年金・雇用保険・健康保険」

これから年金を受給される従業員の方を対象に、働きながらの年金受給や年金と雇用保険の調整及び失業保険や退職後の健康保険の選択などについて学びます。

地 区	日 時	会 場
武雄 会場	令和5年 1月 29日(日)	武雄市文化会館（武雄市武雄町武雄5538-1）
佐賀 会場	令和5年 2月 5 日(日)	アバンセ（佐賀市天神3-2-11）
唐津 会場	令和5年 2月19日(日)	高齢者ふれあい会館 りふれ（唐津市二タ子3-155-4）
鳥栖 会場	令和5年 2月26日(日)	サンメッセ鳥栖（鳥栖市本鳥栖町1819）

講師 ● 社会保険労務士

●実施時間 各会場共通 **13:20**受付▶**13:40**開始▶**16:00**終了予定

募集定員 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者 事業所にお勤めの従業員の方 ※特に50歳以上の方にお勧めします

参 加 料 **会員事業所は無料** (令和4年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

T 840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号				 宛名シールの左下の7ケタの番号。 おわかりになる範囲で結構です。	
参加希望 会場日時	『60歳からの年金・雇用保険・健康保険』				
	(武 雄 ・ 佐 賀 ・ 唐 津 ・ 鳥 栖) 会 場		令和5年	月	日 ()
参加者氏名					
事業所名					
事業所所在地	〒				
	事業所電話番号 () -				
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。					

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

これからの生活設計を 考えてみませんか？

このまま働いた場合
年金はどれだけ
もらえるの？



定年再雇用を
考えているけど
どんなことに注意
すればいいのかな？



退職後の暮らしは
どうしたらいいの？



間近に定年を控えた方だけでなく、
年金委員や社会保険事務担当者にもお勧めです！！

「60歳からの年金・雇用保険・健康保険」

これから年金を受給される従業員の方を対象に、働きながらの年金受給や
年金と雇用保険の調整及び失業保険や退職後の健康保険の選択などについて学びます。

地 区	日 時	会 場
武雄会場	令和5年 1月29日(日)	武雄市文化会館(武雄市武雄町武雄5538-1)
佐賀会場	令和5年 2月 5日(日)	アバンセ(佐賀市天神3-2-11)
唐津会場	令和5年 2月19日(日)	高齢者ふれあい会館 りふれ(唐津市ニタ子3-155-4)
鳥栖会場	令和5年 2月26日(日)	サンメッセ鳥栖(鳥栖市本鳥栖町1819)



参加ご希望の方は
6ページの申込書
をご利用下さい。

令和5年1月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4 多市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	5	6 伊万里市役所 (予約)	7
8	9	10 基山町役場 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	11 有田町役場 (予約)	12	13 伊万里市役所 (予約)	14 年金事務所 休日相談日 (予約)
15	16 年金事務所 延長相談 19時まで	17 鹿島市役所 (予約)	18 多市役所 (予約)	19	20 伊万里市役所 (予約)	21
22	23 年金事務所 延長相談 19時まで	24 基山町役場 (予約)	25	26	27 伊万里市役所 (予約)	28
29	30 年金事務所 延長相談 19時まで	31				

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

出張相談【予約制】		
出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受け付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書か個人番号

(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

事業主の皆さまへ

社会保険手続きは

電子申請をご利用ください

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。



電子申請のメリットは何ですか？

24時間365日いつでもどこでも申請可能です。
郵送費などのコスト削減も期待できます。



費用はかかりますか？

GビズIDを使うと利用料なしで電子申請を始めることができます。



電子申請のやり方がわかりません

日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。
併せてご利用案内動画も掲載しています。ぜひ、ご覧ください。



日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

電子申請がいちばん早い！

◎電子申請を利用すると紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理されます。
例えば、健康保険証は紙で申請するより3～4日早く届きます。

ぜひ電子申請をご利用ください！



- 佐賀年金事務所 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所 TEL0954-23-0121

自動音声後、担当部署のダイヤルを押してください
(音声途中でも可)。

- お客様相談室：① 厚生年金適用調査課：③
- 国民年金課：② 厚生年金徴収課：④

事業所の所在地や名称等に変更があった場合は当協会にもお知らせください

届出は**FAX.0952-26-3377**か**郵送**でお願いします。一般財団法人 佐賀県社会保険協会

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

会員事業所登録事項変更届

佐賀県社会保険協会あて

令和 年 月 日

会員整理番号	電話番号
事業所名	ご担当者名

《該当する欄をご記入ください》

変更後

事業所名
所在地
電話番号